



茨城県水源地域保全条例に基づく

森林の所有権移転等の事前届出制度

平成25年1月1日施行

森林の所有権移転等に係る事前届出制度

県知事が指定する「水源地域」内の民有林^{※1}について、所有権等の移転等に係る契約^{※2}をしようとする者は、事前（契約予定日の30日前まで）に、知事に届出なければなりません^{※3}。平成25年1月31日以降に所有権の移転等に係る契約を予定している場合には、必ず届出して頂きますようお願いいたします。

※1 「水源地域」は、平成24年12月6日に各市町村の大字単位で指定されました。そのうち不動産登記法上の地目が「山林」、「原野」、「保安林」、「雑種地」である土地が届出の対象となります。

※2 贈与、売買、交換、地上権等の設定、使用貸借、賃貸借に係る契約が届出の対象となります。なお、相続は対象外です。

※3 届出内容は、当事者の住所・氏名、契約の種類、契約予定日、移転後の土地の利用目的等です。

< 届 出 先 >

- 県庁農林水産部林政課
水戸市笠原町978-6 TEL:029-301-4031
- 県央農林事務所林業振興課
水戸市柵町1-3-1 TEL:029-231-2079
- 県南農林事務所林業振興課
土浦市真鍋5-17-26 TEL:029-822-7087

- 県北農林事務所林業振興課
常陸太田市山下町4119 TEL:0294-80-3370
- 鹿行農林事務所林業振興課
鉾田市鉾田1367-3 TEL:0291-33-4123
- 県西農林事務所林業振興課
筑西市二木成615 TEL:0296-24-9176

詳しくは上記の届出先にお問い合わせ頂くか、
林政課ホームページ(<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/nourin/rinsei/>)をご覧ください。

茨 城 県